

事務連絡
令和2年7月10日

各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育担当課
各都道府県私立学校担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末の利用について

総務省が実施した試験で携帯電話等（スマホ、タブレットを含む。）から出る電波（Wi-Fi環境を除く。）が、人工呼吸器等（成人用人工呼吸器や二相式気道陽圧ユニットを含む。）の作動に影響を与えるおそれがあることが分かりました。特に、人工呼吸器等を使用する幼児児童生徒が通う学校においては、注意する必要があります。

教師や医療的ケアに対応する看護師等の携帯電話等の使用を制限するものではありませんが、電波の影響を減らすため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において作成されたリーフレット「在宅で人工呼吸器等を使用される患者さんやその家族等の皆様へ」を参考に、医療機器メーカーが示す距離よりも携帯電話等を離すなどの対応を徹底くださるようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社を通じてその設置する学校に対して、周知方よろしく申し上げます。

なお、本件については、別添のとおり同日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課から各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）薬務主管課に対して、管下の医療機関や関係事業者等への周知を求めていることを念のため申し添えます。

【参考】

リーフレット「在宅で人工呼吸器等を使用される患者さんやその家族等の皆様へ」は、次のURLから入手できます。

URL：<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/devices/0122.html>

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページへリンク）

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
電話：03-5253-4111（内線 3967）



事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 10 日

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

在宅使用が想定される人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末の利用時の
留意点に関する患者等向けリーフレットの発行について（情報提供）

標記について、別添写しのとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主
管部（局）薬務主管課宛て事務連絡しましたので、御了知願います。

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 10 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

在宅使用が想定される人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末の利用時の
留意点に関する患者等向けリーフレットの発行について（情報提供）

各種の電波利用機器が発する電波による、在宅使用が想定される人工呼吸器等への影響に関する調査結果等については、「総務省による平成 30 年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への影響に関する調査等」報告書について」（令和元年 11 月 22 日付け医政安発 1122 第 1 号、薬生安発 1122 第 1 号厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長、医薬・生活衛生局医薬安全対策課長連名通知）により、医療機関及び製造販売業者等への周知を依頼したところです。

また、この調査結果を踏まえ、在宅使用が想定される人工呼吸器等については、「在宅使用が想定される人工呼吸器等に係る「使用上の注意」の改訂について」（令和元年 11 月 22 日付け薬生機審発 1122 第 1 号、薬生安発 1122 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長、医薬安全対策課長連名通知）により、「使用上の注意」の改訂を人工呼吸器等の関連製造販売業者に対し指示したところです。

製造販売業者等から情報提供を受けた医療従事者から、患者又はその家族等への日常使用における注意点について、指導を円滑に行えるよう、今般、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）にて、別添のとおり「PMDA からの医療機器適正使用のお願い『在宅で人工呼吸器等を使用される患者さんやその家族等の皆様へ』」としてリーフレットが作成されましたので、ご了知の上、貴管下医療機関及び関係事業者等へ周知方ご配慮願います。

なお、本リーフレットについては、以下の PMDA ホームページから入手可能であることを申し添えます。

U R L : <https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/devices/0122.html>

PMDAからの医療機器適正使用のお願い

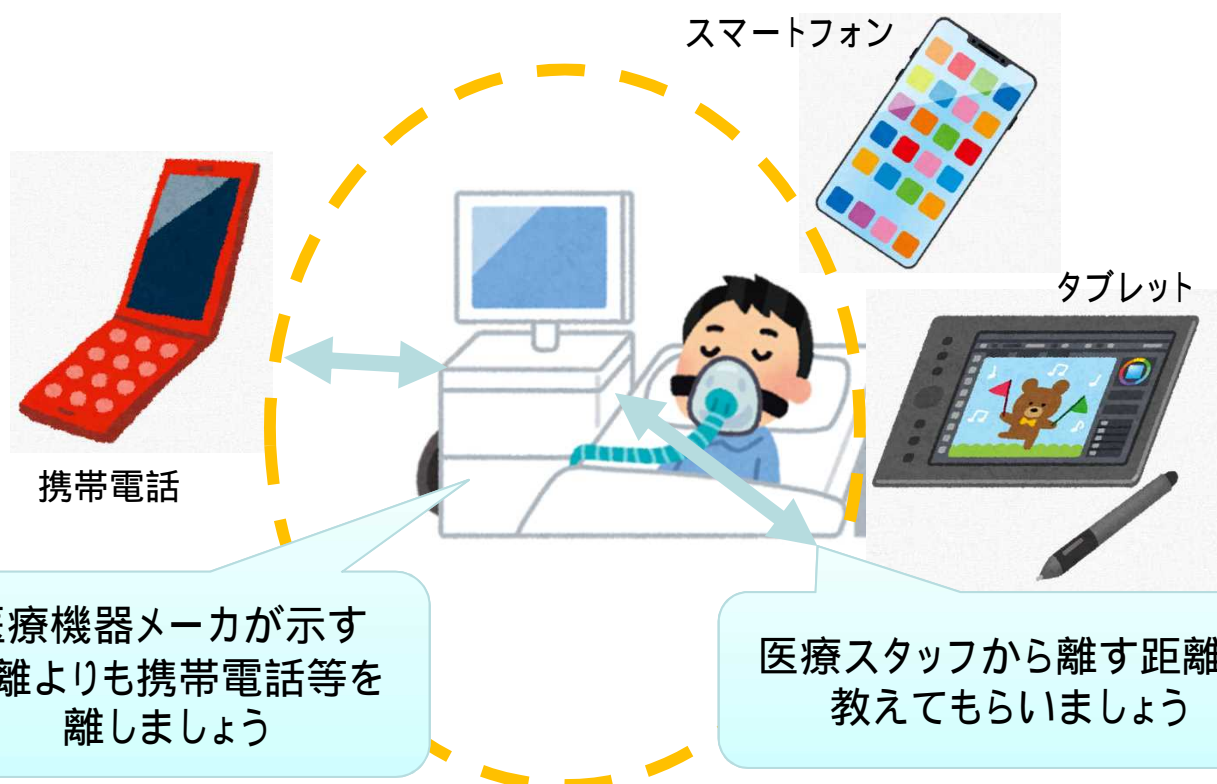
(独) 医薬品医療機器総合機構



2020年 7月

在宅で人工呼吸器等を使用される患者さんや そのご家族等の皆様へ

- 総務省が実施した実験で携帯電話等(スマホ、タブレットを含む)から出る電波(Wi-Fi環境を除く)が、人工呼吸器等(成人用人工呼吸器や二相式気道陽圧ユニットを含む)の作動に影響を与えるおそれのあることが分かりました。
- 特に、在宅で人工呼吸器等を使用する場合、患者さんやご家族、ヘルパー等の身の回りの方も注意が必要です。
- 患者さんやご家族の携帯電話等の使用を制限するものではありませんが、電波の影響を減らすために、以下に注意しましょう。



使用中に普段と異なる人工呼吸器等の動作がありましたら、医療スタッフへ相談しましょう。

医療スタッフの皆様への留意点について

患者さんへの説明の前にお読みください

- このリーフレットの表面は、在宅において人工呼吸器等(成人用人工呼吸器や二相式気道陽圧ユニットを含む)を用いた治療を始める患者さんやその家族の方へ説明する時に、患者さんに見せながら使って頂くことを目的としたものです。
- 総務省による携帯電話の電波が医療機器に与える影響に関する検証
 - 総務省では、携帯電話端末(スマートフォン、タブレット等)から発せられる電波による、医療機器の動作への影響について検証実験を行っています。
 - 実験の結果、携帯電話端末を極めて接近させた際に、成人用人工呼吸器や二相式気道陽圧ユニットが、携帯電話端末からの電波の発射を、患者の自発呼吸であると誤って検知するといった事象が観察されました。(平成29年度・平成30年度)



URL : <https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/seitai/chis/index.htm>



この実験は、**極端な状況を想定したもので、臨床現場で必ず再現されるというものではなく**、臨床現場で同じ事象が実際に起きたという報告はありません。今回の実験を基に、**患者さんや家族の携帯電話の利便を制限するものではありません。**

- 携帯電話端末を人工呼吸器等から離す距離については、**対象の医療機器の添付文書に以下のような記載があります。**

[重要な基本的注意]

・携帯電話端末等(スマートフォン、タブレット端末等を含む。)を〇m程度以内に近づけた場合、電波干渉を受け不具合が発生する可能性があるため、動作状況を注意深く確認すること。また、使用患者やその家族に対しては日常の観察を指導すること。[本製品は への適合を確認している。]

の部分には、JIS(日本産業規格)やIEC規格(国際電気標準会議規格)で定める規格名称が入ります。



添付文書に書いてある距離は、医療機器メーカーにおいて、JIS規格等を基に計算したものですので、**以下を医療スタッフから患者や家族等の関係者に指導いただくようお願いいたします。**

- ✓ 人工呼吸器等のメーカーが示す距離から離して携帯電話端末等を使用する
- ✓ 日ごろの動作状況の確認をする

- 携帯電話端末等の電波によるものと思われる人工呼吸器等の動作不良が生じた場合には、医療機器メーカーの担当者へご連絡頂きますよう、お願いします。